

余裕期間設定工事についてQ & A

Q 1 余裕期間設定工事で、余裕期間を取らないこと（契約締結日を工事開始日とする）はできるのか。

A 1 工事開始日は、受注者が任意に選定できますので、余裕期間のない工事開始日を選定することも可能です。この場合においては、「工事開始日選定等通知書」（別記様式）の工事開始日欄に、契約締結日を記載してください。

Q 2 入札公告や指名通知の時に、余裕期間の日数は分かるのですか。

A 2 入札公告や指名通知の時には、余裕期間の日数は確定しません。工事開始期限日のみが明らかとなります。

Q 3 契約保証の保証会社との手続に変更があるのですか。

A 3 余裕期間設定工事においても、保証契約の発効日（通常は契約締結日）から工期末までが保証期間となる場合もありますが、保証会社により取扱いが異なりますので、保証契約を予定している保証会社にご確認ください。

Q 4 契約締結後に工事開始日の変更をすることができますか。

A 4 契約工期を変更することになりますので、監督員と協議の上、改めて工事開始期限日までの間において工事開始日を選定し、契約の変更を行うこととなります。

Q 5 配置予定技術者を工事開始日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできるのですか。

A 5 配置予定技術者調書に記載された配置予定技術者を当該工事に配置することが原則です。

しかし、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。この場合においては、共通公告及び別添公告の配置予定技術者に係る要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の資格、実績等を有する他の技術者を当該工事に配置しなければなりません。

なお、工事開始日以後、配置予定技術者が当該工事に専任できない場合は、当該契約を解除するとともに、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止を行うことがあります。

Q 6 指名競争入札の場合でも、契約後10日以内にCORINSに登録しないといけないのか。

A 6 指名競争入札、一般競争入札のいずれの場合においても、契約締結後10日以内にCORINSに登録しなければなりません。

Q 7 余裕期間内は、現場での測量もできないのですか。

A 7 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置が不要であり、資機材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできません。
したがって、現場における工事の準備行為である測量についても、行うことはできません。ただし、現場に搬入しない資機材等の準備は、受注者の責任において行うことができます。

Q 8 余裕期間内は、下見等のための現場への立入りもできないのですか。

A 8 工事の準備行為に当たらない現場の下見や電話、水道事業者等の関係機関、地元住民との協議のための立入については、工事開始日までの間は、発注者（監督員）と協議の上、行ってください。

Q 9 余裕期間内に前払金の請求はできますか。

A 9 前払金の請求ができるのは、工事開始日（工期の始期）以降となりますので、余裕期間内は前払金の請求はできません。